

石 監 第 3 0 号
令和 2 年 3 月 2 7 日

殿

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 安 倍 太 郎

住民監査請求について（通知）

令和 2 年 2 月 1 8 日付けで地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項に基づき提出された職員措置請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、別紙の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

注：個人に関する表記についてはA、B及びCに置き換えています。

(別紙)

1 請求の要旨（職員措置請求書記載の原文のまま）

平成31年第1回定例議会、第21号議案「環境省への補助金返還金額・5242万6千円」は議会最終日、議決承認されて返還が決定した。

これを受けて令和1年7月11日・石巻市から環境省宮城県会計管理責任者に対して補助金「47,469,000円」の振り込み支払い（国補助割合・・・90%相当額）。同年7月30日、宮城県村井知事宛に県補助割合・・・9,4%相当額「4,957,000円」を振り込み支払う。国+県・返還額＝5242万6千円

補助金返還の財源は、石巻市の一般会計＝市民の財産たる公金であり、返還に至った経緯は後で詳述するが「瓦礫詐欺犯罪」により「詐取」された「回収不能」被害金額である。正義観点、市民感情から公金での穴埋めは赦されない。

犯罪被害・・・特に金銭の詐取を目的とした地元名士（会社社長、元A理事長、B会長、一般社団理事長）による犯罪行為による公金詐取は、犯罪容疑が濃厚となった時点で迅速な損害回復が図られなければならない。

何故なら金銭詐欺犯罪は早急な回復請求手段を行使しないと費消・拡散・霧消・隠匿隠蔽される。早ければ早いほど損害取り戻し＝回復が可能だった。

そのためには先ず「被害届けの提出」～次には刑訴法230条に基づき、石巻市民を代表して「告訴」権を行使し、加害者が名士であり財産を所有している明白な外形事実があるから「執行保全手続き」、具体的には仮処分や仮差押を決断すべきであったところ、亀山市長は度重なる議会での提言「告訴すべし」との声を無視して「告訴はできない」とし、頑としてこれらの損害回復請求の初歩的手段を拒否した。

結果、犯罪者の下に留めた公金詐取の不法所得は、犯罪者の自由なる処分に委ねられ雲散霧消・消費・隠蔽～隠匿されたのである。この責任は第1には犯罪加害者＝詐欺実行犯自身にあり、第2には、その損害回復を図らなかった亀山市長の不手際、消極姿勢「違法行為」にあり、環境省と宮城県への返還金額から、C個人資産への破産宣告～破産財団への参加により得た金額、以下詳述する金額が実損金額である。

1) 破産財団からの配当金・・・6,182,671円

2) 配当参加手続き・・・代理人弁護士への支払い額＝合計194万4千円

①着手金・・・100万円＋税8万円＝108万円

②成功報酬・・・86万4千円

③正味取り戻し金額・618万2671円－194万4千円＝423万8671円

3) 国+県への補助金返還金額は「5242万6千円」、これから正味取り戻し金額4,23万8671円を差し引けば4818万7329円が犯罪被害「取り戻し不能金額」＝実損害金である。亀山市長は一般会計、市民の税金からこの返還金を支払ったが、その支出は違法・不当な支出であり、甚だしく合理性を欠き、市民感情を逆なでし、正義を基調とする道義観念にも著しく違反する。

- 4) 結論、亀山市長は当該・実損害金額を自己の個人資産を以て補填し、石巻市に返還すべきであり、
亀山市長は、亀山市長個人資産への損害補填＝弁償を求め、当該実損害金額を石巻市に返還せよ・とする措置請求を求める。

最大限の努力の結果なら容赦の余地もあるが、終始一貫して「不作為」、犯罪者擁護、損害回復手段、未着手、C個人財産への破産申立ても再三にわたる議会での議員の答弁に対して・・・時宜を失し雲散霧消後の焼け石状態で為されたもの・・・市の財務会計からの返金は自治法第2条16項で違法であり、17項で違法行為は無効と規定している。

尚、環境省への補助金返還は「当然の仕儀」であり、返還自体に何らの異論はない。

2 却下の理由

請求人は、平成31年3月6日付けで、本件と同一趣旨の住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）を既に行っている。

本件監査請求は、これに新たな証拠資料を添付し、書き方を改め、別個の住民監査請求であると主張しているものと解される。

昭和62年2月20日最高裁第二小法廷判決は、「地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項〔現行第4項〕の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である」と判示している。

これを本件監査請求についてみると、請求人が行った前回監査請求の内容と本件監査請求の内容は、市に生じた損害の補填を市長個人に求めるもので、監査の対象とする行為は同一であり、したがって、本件監査請求は不適法なものとして却下する。